様式第２号

農地転用に伴う契約について

このたび地区除外（農地転用）の申請のあった土地につき、当土地改良区事業並びに維持管理の区域にあるので、申請者に対し次の条件を付して契約を求めます。

契　約　書

第１条　経費の負担については、即時決済を行うものとする。ただし地域的特別な負担金はその集落の各々代表者の意見に従う。
第２条　かんがい用排水路については、周辺農地のかんがいに支障を及ぼさない様工事を施工する事。
第３条　周辺流域農地の用排水には化学薬品、着色、油、汚水等を流し農作物に被害を与えない事。
第４条　公共用地を利用する場合には原形復帰し（土砂運搬道路使用）本土地改良区理事の意見に従う事。
第５条　施設物の構造の使用目的に変更が生じた場合には、必ず土地改良区に申し出許可を得る事。
第６条　この契約者の名義変更があった場合には遅滞なく当土地改良区に申し出る事。
第７条　以上の各条項を契約者が不履行の為当土地改良区に迷惑（公害等を含む）損害を与えた場合、補償又は損害賠償金を支払うものとする。
第８条　契約者は以上の各条項を堅く厳守する。契約の証として次に署名捺印して契約者双方が各一通ずつを保有する事。
第９条　農地転用契約後に農地転用が中止になった場合、農地転用通知書により支払った金銭は、領収書と引き換えに返金するものとする。

令和　　年　　月　　日

申請人　　市　　町　　号　　番地
（譲受人）

殿

鯖江市西山町１３番１
鯖江日野川西部土地改良区
理事長　　牧野　良信　　㊞

請　　書

このたび地区除外に伴い鯖江日野川西部土地改良区より契約を求められた本文各条項については、私は異議なく厳守致します。万一迷惑損害を与えた時は、補償又は損害賠償金を支払い致します事をここに契約いたします。

令和　　年　　月　　日

申請人　　市　　町　　号　　番地
（譲受人）

㊞

鯖江日野川西部地改良区
理事長　　殿